

平成19年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成19年3月2日（金曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議長一般報告
- 第 5 報告第 1号 例月出納検査報告
- 第 6 いきいきふるさと常任委員会報告
- 第 7 行政報告
- 第 8 請願第 1号 日豪FTA/EPA交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する請願
- 第 9 中頓別町環境基本条例の制定の撤回について（平成18年12月17日提案 平成18年第4回中頓別町議会定例会議案第6号いきいきふるさと常任委員会付託事件）
- 第10 同意第 1号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第11 議案第 1号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第 2号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第 3号 町有職員住宅使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第 4号 中頓別町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第 5号 中頓別町生涯学習推進アドバイザー設置条例を廃止する条例の制定について
- 第16 議案第 6号 中頓別町体育館設置使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第 7号 中頓別町立学校使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第 8号 中頓別町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 議案第 9号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議案第10号 南宗谷消防組合規約の一部変更について
- 第21 議案第11号 南宗谷衛生施設組合規約の一部変更について
- 第22 議案第12号 宗谷広域圏振興協議会規約の一部変更について
- 第23 議案第13号 中頓別町道路線の廃止について
- 第24 議案第14号 中頓別町道路線の認定について
- 第25 議案第15号 指定管理者の指定について

- 第26 議案第16号 指定管理者の指定について
- 第27 議案第17号 指定管理者の指定について
- 第28 議案第18号 指定管理者の指定について
- 第29 議案第19号 平成18年度中頓別町一般会計補正予算
- 第30 議案第20号 平成18年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算
- 第31 議案第21号 平成18年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算
- 第32 議案第22号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第33 議案第23号 平成18年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算
- 第34 議案第24号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第35 議案第25号 平成18年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第36 議案第26号 平成18年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算
- 第37 議案第27号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第38 発議第 1号 日豪FTA/EPA交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する意見書（案）

○出席議員（10名）

- |              |               |
|--------------|---------------|
| 1番 星 川 三喜男 君 | 2番 岩 田 利 雄 君  |
| 3番 山 本 得 恵 君 | 4番 柳 澤 雅 宏 君  |
| 5番 本 多 夕紀江 君 | 6番 藤 田 首 健 君  |
| 7番 石 井 雄 一 君 | 8番 村 山 義 明 君  |
| 9番 宮 崎 安 史 君 | 10番 石 神 忠 信 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 町 長           | 野 邑 智 雄 君 |
| 助 役           | 矢 部 守 世 君 |
| 教 育 長         | 福 家 義 憲 君 |
| 総 務 課 長       | 安 積 明 君   |
| 総 務 課 参 事     | 遠 藤 義 一 君 |
| 総 務 課 主 幹     | 菊 地 誠 治 君 |
| 産 業 建 設 課 長   | 柴 田 弘 君   |
| 保 健 福 祉 課 長   | 奥 村 文 男 君 |
| 保 健 福 祉 課 参 事 | 竹 内 義 博 君 |
| 教 育 次 長       | 石 川 篤 君   |
| 出 納 室 長       | 米 屋 彰 一 君 |

天北厚生園長 千葉辰雄君  
国保病院事務長 高井秀一君  
南宗谷消防組合 鳥田博君  
中頓別支署長  
自動車学校長 浅野豊君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 和田行雄君  
議会事務局書記 田辺めぐみ君

◎開会の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから平成19年第1回中頓別町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程第1号のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石神忠信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第118条の規定により、議長において5番、本多さん、6番、藤田さんを指名します。

◎議会運営委員会報告

○議長（石神忠信君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

山本さん。

○議会運営委員長（山本得恵君） おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

平成19年第1回中頓別町議会定例会の運営に関し、1月29日及び2月26日に議会運営委員会を開催したので、審査の内容を報告いたします。

1、会期について、本定例会の会期は、本日3月2日から3月14日までの13日間とする。休日休会の日を含め、3月3日から10日までは休会とし、11日日曜日午前10時からサンデー議会として再開する。3月12日から13日までは、予算審査特別委員会のため休会とし、14日、会議を再開する。なお、予算審査特別委員会の審査状況によっては、13日中に会議を再開し、本定例会にかかわる事件がすべて終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し、閉会する。

2、議事日程について、本日3月2日は、諸報告のほか、請願、議案の撤回、同意案件、議案、意見書案のすべてを本会議で審議する。3月11日は、教育行政執行方針、一般質問の後、予算審査特別委員会を議長発議で設置し、平成19年度各会計予算案を付託する。

3、陳情、請願の取り扱いについて、陳情第1号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民の「安心・安全」の確立を求める意見書採択を目指す陳情は、意見書発議者がいないため、議長預かりとなった。中頓別町農業協同組合代表理事組合長、杉木誠吉氏から提出された請願第1号 日豪FTA/EPA交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する請願は、火急の案件と判断し、委員会付託を省略し、本会議で審議する。

4、会期中、議員辞職によって副議長選挙がある場合、その方法は指名推選により行い、

議長が指名し、当選人とする。

5、議場からのテレビ中継について、今定例会では3月11日午前10時から一般質問終了時まで、会議の様子を役場町民ホール及び町民センターロビーのテレビに配信する。また、予算審査特別委員会を公開し、3月12日午前10時から翌13日の審査終了まで、役場町民ホール及び町民センターロビーのテレビに配信する。

本日の議会運営委員会報告は、以上でございます。

○議長（石神忠信君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

#### ◎会期の決定

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日3月2日から3月14日までの13日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日3月2日から3月14日までの13日間とすることに決しました。

お諮りいたします。委員会審査などのため、3月5日から3月9日までの5日間と3月12日から3月13日までの2日間を議決休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、3月5日から3月9日までの5日間と3月12日から13日までの2日間は議決休会とすることに決定しました。

お諮りします。3月11日は日曜日であり、休日休会の日ですが、サンデー議会とし、特に会議を開くことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、3月11日は会議を開くことに決定しました。

#### ◎議長一般報告

○議長（石神忠信君） 日程第4、議長一般報告を行います。

議長としての一般報告事項につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

なお、3月1日、中頓別農業高校の卒業式には、私のかわりに岩田議員が出席しております。

#### ◎報告第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第5、報告第1号 例月出納検査報告を行います。本件につきましては、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

#### ◎いきいきふるさと常任委員会報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第6、いきいきふるさと常任委員会報告を行います。

委員長の報告を求めます。

村山さん。

○いきいきふるさと常任委員長（村山義明君） 所管事務調査報告。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

調査事項、環境基本計画（環境基本条例との整合性等）について。

調査の方法、北海道及び他市町村の環境基本条例・環境基本計画と本町の環境基本条例及び環境基本計画の比較検討並びに説明聴取。

調査の結果、本委員会は、閉会中に環境基本計画（環境基本条例との整合性等）について、計4回にわたり所管事務調査を実施した。調査は、北海道環境基本条例をはじめ、ニセコ町、白老町など、他市町村の環境基本条例・環境基本計画と本町と同条例及び同計画案の内容を比較検討する手法で行った。環境基本計画の前提となる環境基本条例の調査では、町提出の解説書に基づき、一条ごとに説明聴取・質疑を行ったが、条文の不備や表現不足が散見された。このため、修正が必要との結論に至り、三名の委員が検討・作成した修正案が提出され、全会一致で了承された。修正の主な内容は、単純な字句の訂正のほか、全8章の章立ての追加、前文の全部変更、「地元学」と「里山」の定義（第2条第4項及び第5項）の追加、環境基本計画の策定時に環境審議会の意見を聴くこと（第5条第3項）の追加、クリーン農業の推進（第16条）の一部変更などであり、極力原案の趣旨を損ねないよう必要最小限の修正に留めている。ただし、環境審議会については、条例本文に設置規定を盛り込んでいないため、別に「設置条例」が必要であることが指摘された。また、ニセコ町などの環境基本計画に比べ、本町の計画案が余りに簡易・簡便であることが問題の一つとして提起された。この修正案に対しては、分野別の基本条例であることから、自治基本条例との連動・整合性を重視すべきこと、議会の議決を経てから環境基本計画を定めるよう第5条第1項を改めるべきとの意見が出され、合意に達している。

所管事務調査は、（条例）審査とは異なり、委員会が自主的な判断で行う条例案その他の立案のための調査であることから、町は、この修正案及び意見を斟酌し、より良い環境基本条例・環境基本計画づくりの一助としていただきたい。

以上、報告いたします。

もう一点、所管事務調査がありましたので、報告いたします。

本委員会は、所管事務調査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

調査事項、国保病院の経営状況について。

調査の方法、決算見込み資料等による説明聴取。

調査の結果、本年度の国民健康保険病院事業会計の決算見込み、平成18年12月末現在の損益計算書などの説明聴取・質疑を行い、経営状況を調査した。その結果、入院患者数・外来患者数とも前年度に比べ増えているものの、12月現在では、1億1,289万円の欠損金（これは収支の不足額のことです）を生じている。これは、前年度同時期に比べ約5,900万円多い額である。欠損金が増える主な要因は、国の医療制度改革に伴い、今年度から診療報酬が改定され、現行の医療スタッフ体制では入院基本料が前年度に比べ約3,600万円減収することにある。この改善策としては、現在適用されている最低順位の入院基本料を一つ上げ、看護職員の配置基準を15対1にすることが考えられる。これが実現した場合、年間約3,900万円の収益増になるものの、新たに最低3名の正看護師の雇用も必要となり、そのための費用が約2,300万円かかることから、実質増収額は1,700万円に満たない。本年度の決算見込みでは、給与費をはじめとする費用が前年度に比べ約2,200万円増え、逆に収益は3,200万円減ると予測されている。欠損金（収支不足額）の額は、12月末よりは幾分減るものの、前年度に比べ約5,400万円多い1億379万円となり、経営状況は非常に厳しい局面に立たされている。

これらのことから判断して、国保病院経営の抜本的な改善を望むものである。

以上、報告を終わります。

○議長（石神忠信君） これにていきいきふるさと常任委員会報告は終了いたしました。

#### ◎行政報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第7、行政報告を行います。

本件につきましては、町長から報告の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。平成19年第1回中頓別町議会の定例会の招集をいたしましたところ、本当に年度末で大変お忙しい時期にもかかわらず全員のご出席をいただきましたことに、まずお礼を申し上げたいと思います。

私から、1月30日から3月1日、昨日までの行政報告のうち1点だけご報告をさせていただきますと思いますけれども、株式会社小頓別木材製箸工場の操業についてであります。町及び道の支援で操業準備を進めている株式会社小頓別木材製箸工場は、割箸の製造に必要な機械の搬入、鋸屑小屋建築工事が2月28日に完了し、3月1日、昨日から試験運転、試験操業に着手して、4月上旬を目安に本格操業に移行する見通しである旨、同社から報告がありました。同工場の操業にあたっては、当初5名の新規雇用が見込まれることになっておりますが、今後においても雇用機会の拡大と地場産業の振興に寄与することが期待をされているところであります。

なお、そのほかにつきましては、印刷物で配付をしておりでございますので、ご承

知おきをいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（石神忠信君） これにて行政報告は終了しました。

#### ◎請願第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第8、請願第1号 日豪FTA/EPA交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する請願の件を議題とします。

本件に関する議会運営委員長報告は、委員会付託を省略することになっております。

お諮りいたします。請願第1号について、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決しました。

それでは、本請願の紹介議員である石井さんの説明を求めます。

○7番（石井雄一君） このたびの請願につきましては、今乳価交渉が行われておまして、1次の乳価交渉は終わりました。今2次の交渉を行っております。それで、その後3次というふうに行くわけですけれども、乳価の決定がおおよそ3月の7日ごろになるだろうというふう聞いております。それで、なるべく早くこの請願を意見書として出していただきたく、今回提出することになりましたので、よろしく審議いただきたいと思います。

それでは、請願第1号。

受け付け番号1号。受理年月日、平成19年2月23日。所属委員会、いきいきふるさと常任委員会。

日豪FTA/EPA交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する請願書。

紹介議員、枝幸郡中頓別町字豊平106の14、石井雄一。それから、枝幸郡中頓別町字上駒、柳澤雅宏。

日豪FTA/EPA交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する請願書

○請願の理由

北海道の酪農畜産は、専門的な意欲のある担い手を中心に、恵まれた土地資源を活用しながら、新たな技術導入による高い生産性を実現しており、我が国における食料の生産・供給基地として大きな役割を果たしております。

こうした中で、政府は昨年12月に豪州とのFTA/EPA締結交渉入りを決しましたが、仮に交渉によって関税が撤廃された場合、北海道農業はもとより地域経済は壊滅的な打撃を被ることになります。

また、生乳需給の緩和による需給調整の実施、自給飼料基盤の確保、環境保全や食の安全・安心対策への対応などの課題が山積しており、意欲ある担い手の育成のため北海道酪農畜産

の生産基盤を維持強化することが重要となっております。

つきましては、「新たな食料・農業・農村基本計画」における食料自給率目標の達成や「新たな酪肉近代化基本方針」における生乳・食肉の生産目標数量の着実な達成を目指すなど、生産者が安心して営農に取り組み、経営安定と所得の確保が図れるよう、総合的な支援施策の展開について、下記の趣旨を踏まえた意見書を提出していただきますよう請願するものがあります。

#### 記

<請願の要旨>

(1) 日豪EPA交渉にあたり、乳製品、牛肉、軽種馬、米、小麦、砂糖を重要品目として、関税撤廃の対象品目から外すこと。なお、豪州側がこれに応じない場合は、交渉を中断するなど毅然たる態度で交渉に臨むこと。

(2) 加工原料乳生産者補給金単価について、現行ルールを基本に適切に決定すること。また、限度数量については、需給動向に即して適切に決定すること。

(3) 生乳需給の改善や酪農経営の安定に向けた支援を行うこと。

(4) 担い手に対する支援対策、営農サポート組織への支援対策、乳検組合の支援強化など、酪農生産基盤の維持強化対策を進めること。

(5) 肉用牛・養豚生産基盤の強化対策を推進すること。

(6) 海外悪性家畜伝染病など家畜防疫対策を強化すること。

(7) 米国産牛肉の輸入にあたり、万全な管理体制を今後も継続すること。

(8) BSE全頭検査、発生農家等に対する支援対策、畜産リサイクルの再構築などBSE関連対策を引き続き実施すること。

(9) トレーサビリティの適正な運用など食の安全・安心対策を推進すること。

平成19年2月23日。

請願者、住所、枝幸郡中頓別町字中頓別23番地の2、氏名、中頓別町農業協同組合代表理事組合長、杉木誠吉。

中頓別町議会議長、石神忠信様。

お手元に参考資料を添付しておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより請願第1号 日豪FTA/EPA交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する請願を採決します。

本件を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号 日豪FTA/EPA交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する請願は採択することに決しました。

○中頓別町環境基本条例の制定の撤回について（平成18年12月17日提案  
平成18年第4回中頓別町議会定例会議案第6号いきいきふるさと常任委員会付託事件）

○議長（石神忠信君） つきまして、日程第9、中頓別町環境基本条例の制定の撤回について（平成18年12月17日提案 平成18年第4回中頓別町議会定例会議案第6号いきいきふるさと常任委員会付託事件）を議題といたします。

町長から撤回の理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 平成19年2月21日、中頓別町議会議長、石神忠信様。  
事件撤回請求書。

平成18年12月17日提出した事件は、次の理由により撤回したいので、会議規則第20条の規定により請求します。

件名、議案第6号 中頓別町環境基本条例の制定について。

理由、本事件は、平成18年12月17日招集の平成18年第4回中頓別町議会定例会に提出し、常任委員会に付託され、現在閉会中の継続審査となっているところですが、同条例案の不備、指摘を踏まえ、本事件を撤回するものであります。

特に同条例案の不備につきましては、町の環境政策に対する基本的な考え方が町民や議会への説明不足であった。また、2点目は、具体的な事業や取り組み実例等に対する対応が町側として不十分である。また、3点目は、政策推進のための町民組織化に対する対応が不十分である。4点目は、自治基本条例との関連など、上記3点について総合的に判断をして、今回の措置といたしました。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本件につきましては、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております中頓別町環境基本条例の制定の撤回の件を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、中頓別町環境基本条例の制定の撤回の件は許可することに決定しました。

◎同意第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第10、同意第1号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

提出者より説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 同意第1号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を中頓別町公平委員会の委員に選任したいから、地方公務員法第9条第2項の規定によって、議会の同意を求める。

住所、枝幸郡中頓別町字旭台261番地10。氏名、大山敏昭。生年月日、昭和32年6月10日生まれの49歳であります。

大山さんにつきましては、今現在、代蔵稔昭さんから高齢によって任期満了で公平委員を辞職をしたい、こういうような申し出があって、今回大山敏昭さんを選任するものであります。

大山敏昭さんは、平成17年4月から中頓別町農業協同組合の参事として活躍され、特に民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し見識を有していることから、適任者と考えますので、どうか満場一致での同意をいただきますようお願いを申し上げます。提案理由にかえさせていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより同意第1号について採決します。

お諮りします。本件は、同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号 中頓別町公平委員会委員の選任につき同意を求める件は同意することに決定しました。

◎字句の訂正

○議長（石神忠信君） ここから議案に入るわけですが、議案審議に入る前に提出議案の訂正について、正誤表に基づき説明したいとのことでございますので、よろしくお願いたします。

安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） おはようございます。訂正表を出しております。ちょっと説明

をさせていただきます。何点かあります。

まず、1点目は、議案一覧表の表紙ですが、これの議案第3号をごらんいただきたいと思いますが、町職員住宅使用料条例の一部改正の条例の制定なのですが、町職員ではなくて町有職員住宅ということで、アンダーラインを引いておりますので、その部分を訂正するという内容でありまして、議案の11ページの中でも同じように町職員を町有職員に訂正すると、さらに議案の12ページにおいても同じく町職員を町有職員ということで訂正をしていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

次に、一般会計補正予算をごらんいただきたいと思いますが、これの11ページです。歳入、13、使用料及び手数料、1項使用料、6目教育使用料中、3節の柔剣道場使用料に訂正していただきたいと思いますが。

次に、18年度の国民健康保険特別会計補正予算の3ページ、第2表、繰越明許費の表中です。事業名を事業費に訂正をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

裏返していただきまして、18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の10ページ、歳出、7、諸支出金、2、繰出金、1、直営診療施設勘定繰出金中、23、償還金利子及び割引料の文言を28、繰出金にご訂正をいただきたいと思いますが、よろしいですか。

よろしければ、19年度中頓別町一般会計予算編成内容の1ページをごらんいただきたいと思いますが、一般会計についての文中、22行目ですが、また普通建設事業においては新規事業を中心に、この新規事業を継続事業に改めていただきたいと思いますが、新規ではなくて、継続事業に改めるというものであります。

（何事か呼ぶ者あり）

○総務課長（安積 明君） そうしましたら、19年度については予算委員会の冒頭でご説明させていただきますと思いますが。

○議長（石神忠信君） 議案持ってきていない人もいるみたいだから。

◎議案第1号

○議長（石神忠信君） それでは、日程第11、議案第1号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第1号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 2ページになります。議案第1号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

3ページになりますが、本条例の改正は休憩時間の廃止、8時間勤務の場合の休憩時間を60分を基本とした人事院規則の改正に準じて行うものであります。

改正内容は、新旧対照表、4ページをごらんいただきたいと思っております。ここで第2条第2項は、再任用短時間勤務職員の勤務時間に関する規定で、休憩時間の規定を削除するものであります。

第6条は、休憩時間に関する規定で、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を勤務の途中に置くことと規定するものであります。

第6条第2項では、1日の勤務時間が6時間を超え8時間以下の場合の休憩時間を特例的に45分以上1時間未満とすることができる規定であります。

同条第3項では、職務の特殊性により休憩時間を一斉に与えないことができる場合の規定を定めております。

第7条の休憩時間に関する規定は、削除するものであります。

附則、施行期日、第1条、この条例は、平成19年4月1日から施行する。

経過措置として、第2条では、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員の休憩時間及び休息時間については、当分の間、従前の例によるものとします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第1号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 中頓別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第12、議案第2号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第2号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 7ページです。議案第2号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について。

職員給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成18年8月の人事院勧告に伴い、配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の月額、職員に扶養親族でない配偶者がいる場合または職員に配偶者がいない場合の1人に係る手当の月額を除きますけれども、この扶養手当の月額を各1人につき6,000円とするものであります。また、持ち家に対する住宅手当のうち、1年目以降の手当の額、現行4,000円を2,500円に改め、1,500円引き下げる内容であります。さらに、知的障害者福祉施設天北厚生園の法人移管に伴い、管理職手当の支給範囲から知的障害者福祉施設の長を削除するものであります。

8ページをごらんいただきたいと思っております。職員給与条例の一部を改正する条例。

職員給与条例（昭和26年中頓別町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

第9条第2項第2号中「4,000円」を「2,500円」に改める。

第15条第1項第1号中「、知的障害者福祉施設の長」を削る。

附則、この条例は、平成19年4月1日から施行するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第2号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時41分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第3号

○議長（石神忠信君） 日程第13、議案第3号 町有職員住宅使用条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第3号 町有職員住宅使用条例の一部を改正する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第3号 町有職員住宅使用条例の一部を改正する条例の制定について。

町有職員住宅使用条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

12ページになりますが、町有職員住宅のうち、水洗便所が整備されている住宅に係る住宅使用料に加算する使用料について、算定の基準としている水洗化に必要な平均的費用を見直し、加算する月額使用料を1,100円から1,850円に改定するものであります。教職員団体あるいは町職員団体からも、既にこの改定については提示をしております、同意をいただいているものであります。

町有職員住宅使用条例の一部を改正する条例。

町有職員住宅使用条例（昭和40年中頓別町条例第19号）の一部を次のように改正する。別表中「月額1,100円」を「月額1,850円」に改める。

附則、この条例は、平成19年4月1日から施行するということでありまして、対象戸数は、これまで31戸中10戸が整備をされておりますので、引き上げの対象になるということとして、年間に直しますと9万円の料金収入の増になるということというものであります。

以上です。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 水洗便所整備に伴っての料金ですが、水洗便所の整備にかかった費用というのがあると思うのです。それで、月額の算出の考え方と、それから今回750円の値上げということに考え方が影響したのかなというふうにはちょっと考えるのですけれども、算出の根拠と今回の750円の値上げの根拠についてお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） これまで水洗化の平均的な費用としては、60万円としておりました。これを実際にかかるであろう費用ということで、80万円に改めました。この80万円を耐用年数で割りまして、そのうち3分の1に当たる額を福利厚生的な分として公費で見ると、そして3分の2は個人負担をしていただくという考え方に基づいて算出した額が1,850円ということになります。

○議長（石神忠信君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第3号 町有職員住宅使用条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 町有職員住宅使用条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第14、議案第4号 中頓別町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第4号 中頓別町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第4号 中頓別町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成5年に敏音知に建設した敏音知地区特公賃住宅は、当時ピンネシリ温泉の従業員が中心に入居しておりましたが、近年は4戸のうち1戸の入居と、一時期のお試し暮らしによる利用にとどまっております。このようなことから、中頓別市街地住宅との距離的ハンディを補い、この特公賃住宅の入居率の向上を図るため、現行家賃を5,000円引き下げるものであります。この引き下げの5,000円については、例えば中頓別市街地に職場があって通う場合に最低5,000円程度は費用としてかかるだろうということを踏まえて5,000円の引き下げとしたものであります。

16ページ、中頓別町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

中頓別町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成6年中頓別町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「2万5,000円」を「2万円」に改める。

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第4号 中頓別町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 中頓別町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第5号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第15、議案第5号 中頓別町生涯学習推進アドバイザー設置条例を廃止する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第5号 中頓別町生涯学習推進アドバイザー設置条例を廃止する条例の制定について、教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川教育次長。

○教育次長（石川 篤君） 議案第5号 中頓別町生涯学習推進アドバイザー設置条例を廃止する条例の制定について。

中頓別町生涯学習推進アドバイザー設置条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

20ページをごらんください。中頓別町生涯学習推進アドバイザー設置条例を廃止する条例。

中頓別町生涯学習推進アドバイザー設置条例（昭和48年条例第26号）は廃止する。

21ページの廃止の理由でございますが、現在生涯学習推進アドバイザーが行っている業務、寿大学でありますとか婦人学級等につきましては、平成19年4月から教育委員会の教育グループが行うこととしたため、廃止をするものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 現在の生涯学習推進アドバイザーの方が行っている業務、寿大学というふうなお話がありましたけれども、それ以外で行われている主要な業務、日常的に行

われている業務というのはどんなものでしょうか。

○議長（石神忠信君） 石川教育次長。

○教育次長（石川 篤君） 現在推進アドバイザーにお願いしていることにつきましては、郷土資料館の管理ですとか、団体客が来たときの説明だとか、図書室の全体的な管理だとか、柔剣道場施設そのものの管理だとか、あわせて寿大学でありますとか婦人学級などをお願いしているところであります。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第5号 中頓別町生涯学習推進アドバイザー設置条例を廃止する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 中頓別町生涯学習推進アドバイザー設置条例を廃止する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第6号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第16、議案第6号 中頓別町体育館設置使用条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第6号 中頓別町体育館設置使用条例の一部を改正する条例の制定について、教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川教育次長。

○教育次長（石川 篤君） 議案第6号 中頓別町体育館設置使用条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町体育館設置使用条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

23ページをごらんください。中頓別町体育館設置使用条例の一部を改正する条例。

中頓別町体育館設置使用条例（昭和41年中頓別町条例第23号）の一部を次のように改正する。

25ページの改正の要旨についてご説明をいたします。25ページをお開きください。改正の要旨であります、町内の類似体育施設はほぼ有料化しており、近隣町村についても体育施設は有料化されております。このような状況の中、中頓別町体育館は有料化していないため、平成19年度から中頓別町体育館の光熱水費、水道料、下水道料、電気料、燃料費の

約3分の1から2分の1程度を利用者に負担していただく改正です。17年度の決算では、水道料、電気料、下水道料、燃料費につきましては62万円程度となっております。なお、中頓別町体育館を利用されている団体は、年間を通じ利用されている団体が6団体、冬期間利用されている団体が2団体の計8団体で、年間の延べ利用回数は648回となっております。

それでは、24ページの新旧対照表でご説明をいたしたいと思います。現行なのですが、現行の別表の後に括弧書きで第8条関係とあるのですが、改正の方につきましては別表が一つのため、ここは削除させていただきました。

それから、現行の使用区分で体育館と、それから付属室となっておりますが、改正の方につきましては使用区分をスポーツで使用する者とスポーツ以外で使用する者に分けまして、現行のこの部分をスポーツ以外で使用する部分に当てております。

また、時間なのですが、午後のところで午後1時からと現行なっているものを改正につきましては正午からとさせていただきます。また、夜間につきましても午後6時からとなっているものを午後5時からとさせていただきます。

使用料については、この部分については変わりありません。

備考で(3)として、町民以外の使用者は5割加算とするという項目を追加をさせていただきました。

上段でスポーツで使用する者とありますが、これが今回の改正の部分であります。内容は、期間券といたしまして、これは個人個人が購入して、使用料としてお支払いしていただく内容としております。券の区分ですが、1回券は使用料100円で有効期間は1回につき、券の区分が1月券につきましては使用料が500円で有効期間は発行日から1月間、券の区分が6カ月券につきましては使用料が2,000円で有効期間は発行日から6カ月間、券の区分が年間券につきましては使用料が3,000円で有効期間については発行日から1年間。備考といたしまして、(1)は、11月から4月までの間の使用については、暖房料として3割を加算する。(2)として、高校生は使用料の5割引、中学生以下は無料とする。(3)として、町民以外の使用者は5割加算とする。この設定であります。1月券500円といたしております。単純にこれを年間で計算いたしますと6,000円になるところなのですが、今回の改正の内容は3,000円といたしております。また、6カ月券も2,000円といたしております。これは、長く体育館を利用していただく、利用していただきやすいような設定ということで、この金額を設定させていただきました。

また、今回の改正に当たりまして、それぞれ今現在体育館を利用なさっている団体等にも事前に説明会を開催して、納得していただいているところであります。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○4番(柳澤雅宏君) ちょっと確認しておきたいと思いますが、今スポーツで使用する者についての説明で個人個人という説明があったのかなと思うので、スポーツ団体の人数にかかわらず、1名につきこれだけの負担をしていただくということですか。

(何事か呼ぶ者あり)

○4番(柳澤雅宏君) わかりました。

○議長(石神忠信君) 本多さん。

○5番(本多夕紀江君) 年間の光熱水費がおおよそ62万円ということで、3分の1から2分の1程度を利用者負担、そういうお話でしたので、二、三十万円の収入を見込んでおられるのかなと思います。これについては、利用者一人一人、個人個人から料金をいただくということですが、減免の決まりのようなものはないのでしょうか。

○議長(石神忠信君) 石川教育次長。

○教育次長(石川 篤君) 先日説明会を開催いたしましたときに、今現在団体の皆さんで中頓別町民以外の方で応援してもらって、それでスポーツ活動を維持されている団体が4団体ございます。これは、サッカーですとかバスケットですとか、ミニバレーを楽しむ会さんですとかバドミントンさんなのですが、これらの団体につきましては、そういった応援をしていただかないとスポーツクラブあるいは団体としてスポーツを維持していけないということもあわせて、減免の基準がありますので、教育委員会といたしましてはこれらに所属されている皆さんは町民と同額としていきたいと考えております。また、中頓別町からよその近隣町村に行った場合も、町民あるいは町民以外という区分がありませんので、同額を払っているのが現状ですので、中頓別町もそういうことが理由でスポーツの振興の妨げになるようなことであればまずいということで、これは町民と同額としていきたいと考えております。

以上です。

○議長(石神忠信君) 本多さん。

○5番(本多夕紀江君) 私が減免の決まりと言ったのは、町民の利用についての減免の決まりです。

○議長(石神忠信君) 石川教育次長。

○教育次長(石川 篤君) 失礼をいたしました。町民につきましても減免の基準を設けたいと考えております。社会福祉法人や社会福祉団体等が主催するスポーツレクリエーション行事などで体育館を使用するときは、全額を免除していきたい。それから、営利を目的としないような文化公演などで町民の文化向上に役立つと認められるようなときは、これも全額を免除していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長(石神忠信君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6号 中頓別町体育館設置使用条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 中頓別町体育館設置使用条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で11時15分まで暫時休憩にいたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を再開いたします。

#### ◎議案第7号

○議長（石神忠信君） 日程第17、議案第7号 中頓別町立学校使用条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第7号 中頓別町立学校使用条例の一部を改正する条例の制定について、教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川教育次長。

○教育次長（石川 篤君） 議案第7号 中頓別町立学校使用条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町立学校使用条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

27ページをごらんください。中頓別町立学校使用条例の一部を改正する条例。

中頓別町立学校使用条例（昭和30年中頓別町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

第4条 使用者が使用許可をうけたときは、別表の区分による使用料を納付しなければならない。ただし、公共その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。

29ページをお開きください。改正の要旨でございますが、学校開放事業により、現在スポーツで利用されている団体があるため、中頓別町体育館と同様の取り扱いといたしました。

28ページの新旧対照表でご説明をいたします。現行は、校舎の昼間、夜間という表記で

燃料使用時を記載しておりますが、改正につきましては別表を設けさせていただきました。使用区分として、現行の校舎の昼間、夜間という部分につきましては、上段の方の校舎（1室毎）としているところでございます。また、現行では昼間、夜間という表記になっておりますところを時間をきちんと設定をさせていただきました。昼間とありますのは午前8時から午後5時まで、夜間につきましては午後5時から午後9時までとさせていただきます。校舎の使用料については、特段変更はありません。

下段の屋内運動場（スポーツで使用する者）につきましては、中頓別町体育館でご説明をいたしました内容と同じとしてでございます。

簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 現在スポーツで利用されている団体があるということですが、何団体ぐらいあるのでしょうか。それと、その利用頻度はどのくらいになっていますか。

あと1点は、現行では校舎、昼間と夜間とそれぞれ使用料が決まっているのですけれども、現在利用されている団体からはこの利用料をいただいているということでしょうか。

○議長（石神忠信君） 石川教育次長。

○教育次長（石川 篤君） 1点目でございますが、団体につきましては5団体であります。学校の方の体育館の使用頻度は、5団体が毎週1回使用しております。ですから、52週ですから、年間にそれぞれ52回ずつ使っているということでございます。

3点目の校舎と同じように使用料を設定しているかということなのですが、町民体育館と同様に使用料については今までは取っていなかったということでございます。取っておりません。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号 中頓別町立学校使用条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 中頓別町立学校使用条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第8号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第18、議案第8号 中頓別町普通河川管理条例

の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第8号 中頓別町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 議案第8号 中頓別町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町普通河川管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

34ページの新旧対照表で説明いたしますので、お聞きいただきたいと思います。今回の改正におきましては、中頓別町普通河川管理条例につきましては地方分権一括法に基づき、平成12年4月1日から施行し、普通河川等の管理を行っていますが、今年度から電柱等の占用状況の調査、整理を進めており、それに伴い、占用区分、占用単価の一部を改正するものです。1件の占用料が100円未満の場合は100円とし、土地占用料の電柱等の区分及び単価を道路占用料と統一し、流水占用料及び土石採取料、その他の河川産出物採取料の単価に消費税相当額を上乗せするものです。

第21条は、現行の「掲げる」を「より算出して得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の」に、それから第22条、第23条の「占用料」を「占用料等」に改めるものものです。

別表（第21条関係）、1、流水占用料（年額）の現行占用料に消費税を上乗せして、工業用水34万2,000円を35万9,100円に、農産物加工用水3万2,000円を3万3,600円に、魚族養殖用水9万5,000円を9万9,750円に、その他の用水6万4,000円を6万7,200円に改め、現行の番号の欄を削除し、現行の期間の欄の漢数字一を算用数字1に改めるものです。

2、土地占用料（年額）の表、現行の番号の欄を削り、現行、電柱620円を第1種電柱770円、第2種電柱1,200円、第3種電柱1,600円、第1種電話柱690円、第2種電話柱1,100円、第3種電話柱1,500円、その他の柱類53円、共架電線その他上空に設ける線類、1メートルにつき1年1,100円に、現行、管の埋設25円を0.1メートル未満のもの36円、0.1メートル以上0.15メートル未満のもの53円、0.15メートル以上0.2メートル未満のもの71円、0.2メートル以上のもの140円に、現行備考2、許可を占用に、現行備考4、電柱は、H柱にあっては2本分、支線及び支柱にあっては半本分とするを備考4、第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この事項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとすに改め、5、第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供

する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この事項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱うち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする及び6、共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとするを加える。

3、土石採取料その他の河川産出物採取料の表、現行の番号を削り、現行単価に消費税を上乗せして、土砂130円を136円に、砂、砂利160円を168円に、玉石210円を220円に、転石890円を934円に改めるものです。

31ページにお戻りください。中頓別町普通河川管理条例の一部を改正する条例の本文については、朗読を省略させていただきます。

33ページ、この条例は、平成19年4月1日から施行する。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第8号 中頓別町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 中頓別町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第9号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第19、議案第9号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第9号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 議案第9号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

今回の改正につきましては、河川条例の改正と文言を統一するため、1件の占用料が100円未満の場合は100円とするものの条文をつけ加えるものであります。

本文を朗読して説明いたします。

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

道路占用料徴収条例（昭和28年中頓別町条例第12号）の一部を次のように改正する。第2条中「算定した額」の次に「（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）」を加える。

附則、この条例は、平成19年4月1日から施行する。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第9号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第10号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第20、議案第10号 南宗谷消防組合規約の一部変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第10号 南宗谷消防組合規約の一部変更について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 42ページになります。議案第10号 南宗谷消防組合規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、南宗谷消防組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めます。

地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日から施行されるため、南宗谷消防組合規約の一部を変更するものでありまして、その内容は、南宗谷消防組合規約で副管理者は枝幸町助役を充てることとなっていることから、それを枝

幸町副町長に変更するものであります。

また、同組合規約では、収入役を置かず、副管理者にその事務を兼掌させるとしておりますが、収入役制度の廃止に伴い、会計管理者は、管理者の属する町の会計管理者を充てることとするものであります。

それでは、43ページです。南宗谷消防組合規約の一部を変更する規約。

南宗谷消防組合規約（昭和48年指令第18号）の一部を次のように変更する。

第8条第1項中「副管理者3人」の次に「及び会計管理者1人」を加え、同条第3項第3号中「助役」を「副町長」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 会計管理者は、管理者の属する町の会計管理者をもつて充てる。

附則、この規約は、平成19年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 1点だけお伺いしますけれども、会計管理者が新たに置かれることになりましたよね。それで、8条の4項で、今までは副管理者が当たっていたということだと思うのですが、新たに今度会計管理者を置くということによって人件費というのが新たにかかるのかなというふうに理解したのですけれども、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 新たな人件費は、生じません。これまで収入役がもしいた場合は、当然収入役がこれにかわって、これは枝幸のことですから、枝幸の収入役がいたとするならば、枝幸の収入役にかわって今度は会計管理者がその業務をするということになりますので、新たに会計管理者そのものがふえるということではありません。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第10号 南宗谷消防組合規約の一部変更の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 南宗谷消防組合規約の一部変更の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第11号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第21、議案第11号 南宗谷衛生施設組合規約の一部変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第11号 南宗谷衛生施設組合規約の一部変更について、保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 議案第11号 南宗谷衛生施設組合規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、南宗谷衛生施設組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求めます。

南宗谷衛生施設組合規約の一部を次のように変更する。

変更の内容につきましては、52ページ、提案理由書に基づいて説明をさせていただきます。本町が規約で定める事務を広域で処理するため加入、構成している南宗谷衛生施設組合において、地方自治法改正等の理由により規約の一部を変更しようとすることから、当該一部事務組合を構成するすべての団体の協議により規約変更手続が必要となり、地方自治法第286条第1項の規定により当該一部事務組合の規約を変更する協議を行うことについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めます。

規約変更の一つ目は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に法律第53号にて公布されたことに伴うものです。この法律の施行により、助役にかえて副組合長を置き、さらに収入役が廃止され、会計管理者を置くこととされました。施行期日が平成19年4月1日であることから、このたび規約を改正しようとするものであります。

次に、組合議会構成と執行機関の変更でございます。組合長を事務所所在地の首長とし、他の町村の首長及び事務所所在地の助役は副組合長として、会計管理者については事務所所在地の会計管理者とするものでございます。組合議会の議員の定数を8名とし、構成町村の議会選出議員を各町村2名といたします。ただし、枝幸町選出議員につきましては、現在選出議員が3名となっていることから、経過措置として枝幸町議会における次回の改選期、平成22年の4月の15日までは定数を9名とするものでございます。これにつきましては、現在衛生施設組合の議員構成が首長と町村議員とで9名で構成をされておりますが、これを各町村の議会議員でもって議員構成をすると改正するというものでございます。

なお、施行の期日につきましては、1町の首長と3町村の議会議員の任期が平成19年4月30日であることから、平成19年5月1日からとするものでございます。

以上、簡単ですが、説明にかえさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第11号 南宗谷衛生施設組合規約の一部変更の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 南宗谷衛生施設組合規約の一部変更の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第12号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第22、議案第12号 宗谷広域圏振興協議会規約の一部変更の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第12号 宗谷広域圏振興協議会規約の一部変更について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第12号 宗谷広域圏振興協議会規約の一部変更について、宗谷広域圏振興協議会規約の一部を変更する規約を別紙のとおり定める。

地方自治法の一部を改正する法律により、助役制度の改正が行われ、平成19年4月1日から施行されることに伴い、宗谷広域圏振興協議会規約の変更の必要が生じたものであります。

宗谷広域圏振興協議会規約の一部を次のように変更する。

第10条第2項中「助役」を「副市町村長」に改める。

附則、この規約は、平成19年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第12号 宗谷広域圏振興協議会規約の一部変更の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 宗谷広域圏振興協議会規約の一部変更の件は原案のとおり可決さ

れました。

◎議案第13号～議案第14号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第23、議案第13号 中頓別町道路線の廃止の件、日程第24、議案第14号 中頓別町道路線の認定の件を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第13号 中頓別町道路線の廃止について、議案第14号 中頓別町道路線の認定について、産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 議案第13号 中頓別町道路線の廃止について、議案第14号 中頓別町道路線の認定について、一括ご説明申し上げます。

23番、藤井上駒線につきましては、現況不一致のため、現況実測に伴い、廃止及び再認定をお願いするものであります。

101番、4条通り線につきましては、改良、地籍調査による変更及び未改良部の現況不一致のため、廃止及び再認定をお願いするものであります。

路線の場所につきましては、配付させていただきました廃止、認定路線位置図のとおりでありますので、省略させていただきます。

本文を朗読させていただきます。中頓別町道路線の廃止について。

整理番号23番、路線名、藤井上駒線、供用開始の区間、起点、字藤井113一2、終点、字藤井46、延長2、465.37メートル、用地幅員、最大7.27メートル、最小7.27メートル。

整理番号101、路線名、4条通り線、供用開始の区間、起点、字中頓別25一1、終点、字中頓別186、延長294.80メートル、用地幅員、最大10.91メートル、最小10.91メートル。

議案第14号 中頓別町道路線の認定について。

整理番号23、路線名、藤井上駒線、供用開始の区間、起点、字藤井113一2、終点、字藤井46一1、延長2、663.56メートル、用地幅員、最大22.43メートル、最小5.56メートル。

整理番号101番、路線名、4条通り線、供用開始の区間、起点、字中頓別84一1、終点、字中頓別998一1、延長300.38メートル、用地幅員、最大14.81メートル、最小9.74メートルであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第13号 中頓別町道路線の廃止の件及び議案第14号 中頓別町道路線の認定の件を一括採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 中頓別町道路線の廃止の件及び議案第14号 中頓別町道路線の認定の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第25、議案第15号 指定管理者の指定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第15号 指定管理者の指定について、産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 議案第15号 指定管理者の指定について。

中頓別町農業体験交流施設につきましては、平成18年4月1日から平成19年3月31日まで、中頓別町食菜加工研究会に指定管理しておりますが、指定期間が満了となるために、新たに指定管理者として指定をお願いするものであります。中頓別町食菜加工研究会からは、平成19年1月30日付で指定管理者指定申請書の提出があり、公募によらない指定管理者の候補者の選定を2月13日開催の指定管理者選定委員会に諮り、指定管理者の候補者として決定したため、今回提案するものです。

本文を朗読させていただきます。

1、公の施設、中頓別町農業体験交流施設（農産物加工研究施設「もうもう」、農業体験施設「オガル」）。

2、指定管理者となる団体の名称、中頓別町食菜加工研究会。

3、指定管理者となる団体の所在、枝幸郡中頓別町字中頓別147番地21。

4、指定の期間、平成19年4月1日から平成21年3月31日まで。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

山本さん。

○3番（山本得恵君） 私以前にも申し上げた気がいたしておりますけれども、この契約書があるのではないかなと思っているのですけれども、いかがですか。もし契約書があれば、提示していただきたいと思いますが。

○議長（石神忠信君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 4 7 分

再開 午前 1 1 時 4 8 分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 今回の指定管理者の指定に関する案件につきましては、平成 1 9 年 4 月 1 日から 2 1 年 3 月 3 1 日までのこれから協定締結する案件の議案でありますので、まだこの案件については協定締結はしていません。1 8 年度の指定管理者の指定については、協定を結んでおります。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7 番（石井雄一君） このたび 3 年間ということでございますから、それが指定管理者ということで受けて、やるようになった場合に、かねてからお話ししていましたように、販売できるような形での施設は使ってほしいというふうに申し上げて、議会の方からも話が出ていたと思うのです。それで、指定管理者に受けてもらうようになって、町の方で販売のためのいろんな条件をクリアするためのお手伝いをしていただけるというふうに思うのですけれども、その点について今後そういうことをやっていくようになると思いますので、やっていただけるかどうか。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 指定期間につきましては、今回提案させていただいたのは 2 年間ということでありまして、それから、指定管理者を受けていただく食菜加工研究会の方から事業計画等が上がってきまして、その事業計画に基づき、候補者の選定を行っております。その事業計画の中にも自主事業というのがありまして、具体的に試験研究に向けた取り組み、それから製造販売許可の取り組みということで今回項目が上がってきております。ちょっと読ませていただきますと、加工品の販売を可能にするため、製造販売の許可に向けた取り組みをしていくと、具体的には漬物、パンの加工販売を目指しますと。これは、自主事業としてやっていきたいということで上がってきております。また、この施設につきましては体験施設でありますので、基本的には自主事業として、その中で施設の利用を直接的に体験利用を邪魔するような占用をしないで期間限定するとか、そういった形の中で利用されることを町としては指導しております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5 番（本多夕紀江君） この指定管理期間は 1 年間だったわけですけれども、年度末までまだ日にちはありますけれども、この 1 年間の事業の報告だとか決算の報告のようなものは、いつごろ出されるでしょうか。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 協定書に基づきまして、事業の利用状況等については毎月報告されることになっております。その利用状況については、1 月分までの報告はいただいております。また、決算状況につきましては、協定書の中身でいきますと、会計年度が終了後 6 1 日以内に提出することになっておりますので、決算状況につきましてはそれをもって確認していくことになろうかと思っております。ただ、事務的な問題で、予算の編成等もありますので、事前に見込み等は食菜加工研究会の方から提出していただいております。現在まで食彩工房「もうもう」の利用状況でありますけれども、4 月から 2 月まで、利用者数、町内町外合わせまして 5 6 3 件ございます。主な利用状況につきましては、肉加工、パン、ロールケーキ、アイスクーキー、そば、そば粉真空処理、アイスクリーム、ソーセージ、ベーコン、ハム、みそ、まんじゅう、チーズ、ピザパイ、カボチャだんご、魚類の真空処理、赤飯などが主に利用項目として上がってきております。また、団体利用等につきましても、それぞれ毎月した部分も報告されております。さらに、体験農園「オガル」でございますけれども…

（「そんなに説明しなくていいと思います」と呼ぶ者あり）

○産業建設課長（柴田 弘君） 体験農園「オガル」につきましては、5 月から 1 0 月まで 1, 6 1 4 人の方に利用されております。

以上で説明とします。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第 1 5 号 指定管理者の指定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 5 号 指定管理者の指定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 1 6 号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第 2 6、議案第 1 6 号 指定管理者の指定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第 1 6 号 指定管理者の指定について、産業建設課長に内容の説明をいただきます。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 議案第16号 指定管理者の指定について。

中頓別町鍾乳洞自然ふれあい公園につきましては、平成18年4月1日から平成19年3月31日まで、有限会社中頓別振興公社に指定管理をしておりますが、指定期間が満了となるため、新たに指定管理者として指定するものです。有限会社中頓別振興公社からは、平成19年1月30日付で指定管理者指定申請書の提出があり、公募によらない指定管理者の候補者の選定を2月13日開催の指定管理者選定委員会に諮り、指定管理者の候補者として決定したため、今回提案するものであります。

本文を朗読させていただきます。

- 1、公の施設名、中頓別町鍾乳洞自然ふれあい公園。
  - 2、指定管理者となる団体の名称、有限会社中頓別振興公社。
  - 3、指定管理者となる団体の所在、枝幸郡中頓別町字寿64番地1。
  - 4、指定の期間、平成19年4月1日から平成21年3月31日まで。
- 以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 指定管理者について、一昨年振興公社に指定管理者の指定をするときに、観光協会を指定管理者にすべきではないかと、その方が適切な指定管理者ではないかという意見があったと思います。そのときの説明として、観光協会の受け入れ態勢が整っていないので、1年間は受け入れ態勢が整うまで、振興公社を指定管理者としてやっていきたいという理由もあって1年だったというふうに私は記憶しておりますが、また2年間振興公社が指定管理者となっておりますので、そのあたりの協議やいきさつについてお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 今柳澤議員さんが言われたとおりの前回の考え方であります。その後、観光協会、それから振興公社、それから町長を含めて3者協議を行いまして、今後の平成19年度からの取り扱い方について事前に協議されております。その中での状況でありますけれども、観光協会といたしましては、平成18年度中事務局長が不在ということで、平成19年度の体制に向けて事務局長を置いていくということで話がされておりました。それで、平成19年度、すぐに局長が置かれても、体制的に観光協会としては現在の道の駅を中心とする指定管理を受けて、プラス鍾乳洞の指定管理の部分も含めてやっていくという状況にないということと言われておまして、観光協会の事務局長が新たについた段階で、今後の方向については出されてくるのではないかと考えております。振興公社につきましては、観光協会が受けられないのであれば、引き続き観光協会の体制が整うまで受けていきたいと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第16号 指定管理者の指定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 指定管理者の指定の件は原案のとおり可決されました。  
ここで昼食のため午後1時まで暫時休憩にいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第17号

○議長（石神忠信君） 日程第27、議案第17号 指定管理者の指定の件を議題とします。  
提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第17号 指定管理者の指定について、産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 議案第17号 指定管理者の指定について。

ピンネシリふれあい公園につきましては、現在天北厚生園が直営で管理を行っております。平成19年4月1日から法人移行されるために、新たに指定管理者として指定するものであります。

本文を朗読させていただきます。

- 1、公の施設の名称、ピンネシリふれあい公園。
  - 2、指定管理者となる団体の名称、天北厚生園。
  - 3、指定管理者となる団体の所在、枝幸郡中頓別町字兵安184番地。
  - 4、指定の期間、平成19年4月1日から平成21年3月31日まで。
- 以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第17号 指定管理者の指定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 指定管理者の指定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第18号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第28、議案第18号 指定管理者の指定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第18号 指定管理者の指定について、産業建設課長に内容の説明をいただきます。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 議案第18号 指定管理者の指定について。

旭台公園につきましては、現在旭台自治会に業務委託しております。業務内容が指定管理者と同様の業務となっていることから、新たに指定管理者として指定するものであります。本文を朗読させていただきます。

1、公の施設の名称、旭台公園。

2、指定管理者となる団体の名称、旭台自治会。

3、指定管理者となる団体の所在、枝幸郡中頓別町字旭台。

4、指定の期間、平成19年4月1日から平成21年3月31日まで。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第18号 指定管理者の指定の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号 指定管理者の指定の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第19号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第29、議案第19号 平成18年度中頓別町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第19号 平成18年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、総務課長に内容の説明をいただきます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 議案第19号 平成18年度中頓別町一般会計補正予算をご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出の補正で、既定の歳入歳出の予算額から歳入歳出それぞれ1億9,466万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,596万8,000円とするものであります。

第2条は繰越明許費の設定、第3条は債務負担行為の補正、第4条は地方債の補正を行うものであります。

4ページをお開きください。第2表、繰越明許費では、3款民生費、1項社会福祉費、事業名は後期高齢者医療制度保険料徴収システム及び住基システム開発事業で、事業費640万8,000円とするものです。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、事業名は公共土木施設災害復旧事業で、事業費は2,345万8,000円。本事業予算は、1月29日の第1回臨時会において可決されているものであります。

第3表、債務負担行為補正では、中頓別弥生線道路改良工事で、期間は18年度、19年度の2カ年、限度額を4,000万円とするものであります。

地方債補正であります。辺地対策事業は、充当率の変更に伴う限度額の変更で、変更後の限度額を390万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。過疎対策事業は、限度額の変更で、変更後における限度額を1,360万円増額して3億8,120万円とするもので、増額の要因は事業費の変更及び起債の充当率の変更によるものであります。一般公共事業は、変更後における限度額を200万円減額して1,170万円とするものです。起債の方法、利率に変更はありません。公有林整備事業は、限度額の変更で、変更後における限度額を50万円減額して550万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。一般公共事業、それと公有林整備事業とも、事業費の変更によるものであります。臨時財政対策債、限度額の変更で、限度額を690万円減額し、変更後の額を1億1,680万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。これは、交付税算定の際に発行が認められた限度枠に変更するものであります。減税補てん債、限度額の変更で、変更後の額を150万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

19ページ、事項別明細書、歳出からご説明申し上げます。今回の補正については、款の多くにおいて人件費、物件費あるいは事業にかかわる既定予算の不用額を精査し、減額する

内容となっております。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費では、1 1 3 万 6, 0 0 0 円の減額で、補正後の予算額を 4, 2 7 0 万 4, 0 0 0 円とするものです。内容は、報酬 1 万 1, 0 0 0 円の追加で、1 8 年 4 月分の常任委員長役職分の不足分を追加補正するものであります。2 節給料から 1 1 節需用費は、見込まれる不用額をそれぞれの節において減額するものであります。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では、7 7 9 万 3, 0 0 0 円減額し、補正後の予算額を 4 億 7, 2 0 3 万 5, 0 0 0 円とするものであります。内容は、3 節職員手当等を除き、2 節給料から 1 9 節負担金補助及び交付金の各節は、予算精査、経費節減等により見込まれる不用額を減額するものであります。3 節職員手当等では、扶養、期末、寒冷地、住居の各手当を除き、時間外勤務手当、勤勉、管理職、通勤の各手当でそれぞれ不足が生ずるため、1 5 0 万 4, 0 0 0 円を追加するものであります。

2 目財政管理費では、6 1 万 4, 0 0 0 円減額するもので、予算精査、経費節減等により見込まれる不用額を減額する内容となっております。

3 目文書広報費は、3 8 万 7, 0 0 0 円減額するもので、印刷費を中心に見込まれる不用額を減額するものであります。

4 目財産管理費は、4 1 4 万 1, 0 0 0 円の追加補正で、内容は工事請負費、町道中頓別弥生線道路改良に伴う弥生地区町有林伐採 0. 9 ヘクタールで 1 2 9 万 7, 0 0 0 円、旧動物病院解体経費として 3 1 7 万 2, 0 0 0 円を新規に計上するほかは、予算の精査、経費節減等により生ずる不用額を減額する内容であります。

5 目企画費では、4 0 万 8, 0 0 0 円の減額ですが、内容は 1 節報酬で総合開発委員会委員報酬の不足が見込まれることから、不足分として 8, 0 0 0 円を追加するほかは、予算の精査、経費の節減により生ずる不用額を減額するものであります。

7 目交通安全対策費では、交通指導員報酬、費用弁償の見込まれる不用額を 1 9 万 8, 0 0 0 円減額。

9 目バス転換関連施設維持管理費では、主に光熱水費、消耗品費の節約による不用額で 3 8 万円の減額。

1 0 目いきいきふるさと推進事業費では、事業対象者の減により不用額 2 0 万円を減額。

1 1 目地域間交流費では、大崎上島町訪問町民研修交流事業補助金、同町交流団受け入れ経費の不用額をそれぞれ減額。

1 3 目一流の、中頓別づくり推進事業費では、該当事業がなかったことに伴い、3 6 2 万 1, 0 0 0 円を減額。

1 4 目政策推進費では、1 7 万 3, 0 0 0 円の減額で、9 節旅費を除き、予算の精査に伴い不用額を減額するもので、費用弁償では地域づくり研修会講師分旅費として 2 万 5, 0 0 0 円追加するものであります。

2 項徴税费、1 目税務総務費では、2 6 万 8, 0 0 0 円の減額で、1 節報酬から 2 3 節償還金利子及び割引料は予算精査、経費の節減で見込まれる不用額を減額するものであります。

4 項選挙費、4 目知事道議会議員選挙費は、科目の組みかえによるものであります。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費では、1 万 6, 0 0 0 円の減額で、予算の精査により各節の不用見込額をそれぞれ減額するものであります。

2 3 ページですが、3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目老人福祉費では、8 5 9 万 2, 0 0 0 円の減額で、2 0 節扶助費では、老人福祉施設措置費を実績見込みをもとに 1, 5 0 0 万円減額、1 3 節委託料では、繰越明許費でも若干説明しましたが、後期高齢者医療制度保険料徴収システム開発及び住基システム開発委託料として 6 4 0 万 8, 0 0 0 円を新規計上するものであります。

4 目身体障害者福祉費では、経費節減により普通旅費 1 0 万円を減額。

7 目地域福祉対策事業費では、7 0 万円の減額で、内容は重度肢体不自由者等交通費助成金の不用額を減額。

8 目介護福祉センター費では、備品購入費の不用額 1 1 万円を減額。

2 項児童福祉費、5 目保育所費では、2 8 9 万 1, 0 0 0 円の減額で、7 節賃金から 1 9 節負担金補助及び交付金の各節において、予算精査、経費の節減等により不用額をそれぞれ減額。

6 目こどもセンター費では、3 5 万 7, 0 0 0 円を減額。

8 目児童クラブ費では、2 万 8, 0 0 0 円を減額。

9 目地域子育て支援センター費では、9 万円の減額で、各節において見込まれる不用額をそれぞれ減額する内容であります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目予防費では、各節において実績見込みをもとに不用額 2 9 万円を減額。

2 目母子衛生費は、検診委託料の不用見込額 1 3 万円。

3 目環境衛生費では、ごみ収集委託料の不用見込額 8 5 万 5, 0 0 0 円をそれぞれ減額するものであります。

5 目病院費では、1 億 1, 2 2 1 万 5, 0 0 0 円の追加補正で、内容は企業債利子分で 1 万 3, 0 0 0 円追加、不採算運営費分として 1 億 1, 2 2 0 万 2, 0 0 0 円を追加するものであります。

9 目公衆浴場費では、廃止した公衆浴場の燃料費分の不用額 1 6 万円を減額するものであります。

5 款労働費、1 項労働諸費、1 目労働諸費では、実績見込みをもとに不用見込み、負担金、補助金合わせて 1 0 万円を減額するものであります。

6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費では、8 万 5, 0 0 0 円の減額で、会長交際費、各種会議負担金の不用額を減額。

2 目農業振興費では、各節における実績見込みをもとに不用額 8 万円を減額。

3 目畜産業費では、7 7 万 6, 0 0 0 円の減額で、需用費、委託料において実績見込みをもとに不用額を減額するものであります。

4目有害鳥獣駆除対策費では、19万円の減額で、実績見込みをもとに減額。

2項林業費、1目林業振興費では、958万円の減額で、工事請負費、負担金補助及び交付金までの各節において見込まれる不用額を精査し、減額するものであります。

2目林道費では、1,331万7,000円の減額で、内容は2節給料から22節補償補てん及び賠償金の各節において、事業完了に伴い見込まれる不用額を精査して減額するものであります。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費では、2万3,000円の追加で、内容は中小企業振興資金利子補給補助金を追加するものであります。

2目観光費では、32万1,000円の減額で、9節旅費から18節備品購入費の各節における不用見込額を減額。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、71万1,000円の減額で、内容は12節の役務費から16節原材料費までの各節における不用見込額を減額するものであります。

2目橋梁維持費では、7節賃金、11節需用費、16節原材料費の不用額として10万1,000円を減額。

3項河川費、1目河川総務費は、15万4,000円を減額、内容は7節賃金、14節使用料及び賃借料の不用見込額を減額するものであります。

5項住宅費、2目住宅建設費は、168万8,000円の減額、内容は住宅建設促進助成金、貸付金の不用見込額を減額するものであります。

9款消防費、1項消防費、1目消防費は、19節負担金補助及び交付金で南宗谷消防組合負担金58万5,000円を減額するものでありまして、内容については43ページの消費費をご参照いただきたいと思います。

次に、10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費では、旅費、交際費の不用見込みにより16万2,000円を減額。

2目事務局費では、181万3,000円の減額で、2節給料では人事異動に伴い生じる給料の不足分53万8,000円を追加、3節職員手当等から19節負担金補助及び交付金の各節における不用見込額を減額するものであります。

3目住宅管理費では、教職員住宅水洗化工事の完了に伴い、工事請負費の不用額として195万円を減額。

2項小学校費、1目学校管理費では、73万6,000円の減額で、内容は1節報酬から16節原材料費の各節における不用見込額を減額するものであります。

3項中学校費、1目学校管理費では、29万1,000円の減額で、7節賃金から19節負担金補助及び交付金の各節における不用見込額を減額するものであります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費では、33万5,000円を減額、内容は1節報酬から9節旅費の各節における不用見込額を減額。

2目町民センター費では、不用が見込まれる運営審議委員会委員報酬2万6,000円を

減額。

3目社会教育施設費は、7節賃金から12節役務費までの各節における不用見込額として82万4,000円を減額。

4目多目的集会施設費では、3万8,000円の減額。

5目創作活動施設費は、16万円の減額で、それぞれの節における不用見込額を減額するものであります。

5項保健体育費、1目保健体育総務費は、1節報酬から13節委託料の各節において、実績見込みをもとに不用見込額44万3,000円を減額。

2目山村プール費は、賃金、需用費、役務費の不用見込み、合わせて10万5,000円を減額。

4目寿野外レクリエーション施設費は、賃金、工事請負費、合わせて15万1,000円の減額。

5目学校給食費では、1節の学校給食運営委員報酬1万5,000円を初め、賃金、旅費、役務費の各節における不用見込み、合わせて20万5,000円を減額するものであります。

11款災害復旧費、1項農業水産施設災害復旧費、1目農業水産施設災害復旧費は、11節需用費、13節委託料合わせて51万円の不用額を減額。

2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費は、既定額に61万5,000円追加するもので、災害決定事業費が増額になったことに伴い、消耗品費、工事費をそれぞれ追加するものであります。

12款公債費、1項公債費、1目元金では、地方債償還元金19万1,000円を減額。

2目利子では、188万円の減額で、内容は地方債償還利子を決算見込みをもとに減額するものであります。

13款諸支出金、2項特別会計繰出金、1目特別会計繰出金では、既定額に366万9,000円追加するもので、内容は28節の繰出金、老人保健事業特別会計に456万円追加、国民健康保険事業特別会計は491万5,000円の減額、水道事業特別会計に210万円を追加、下水道事業特別会計に108万6,000円を追加、介護保険事業特別会計に83万8,000円を追加するものであります。

3項基金費、1目畜産振興基金費は、草地貸付収入の一部と積立金利子分として9万4,000円を追加するものであります。

2目財政調整基金費では、既定額に1億4,023万9,000円の追加補正で、内容は天北厚生園の法人移行に伴い、退職する職員にかかわる退職手当組合別負担金相当分として7,712万8,000円、同施設整備基金相当分として6,302万1,000円、計1億4,014万9,000円と一般寄附金3万円、基金利子5万9,000円合わせて1億4,023万9,000円となっております。

3目減債基金費は、既定額に利子分として48万8,000円を追加補正するものであります。

4目長寿園施設改修拡張事業基金費から11目農業活性化基金費までの各節については、それぞれ利子分を追加補正するものであります。

既定額に1億9,466万7,000円を追加し、歳出総額を37億596万8,000円とするものであります。

次に、歳入、8ページをごらんいただきたいと思います。1款町税、1項町民税、1目個人では、474万5,000円の追加で、現年度課税分、滞納繰越分とも実績見込みをもとに追加するものであります。個人分では、退職所得の増加によるものであります。

2目法人では、140万8,000円の減額で、現年度課税分、繰り越し分とも実績見込みをもとにそれぞれ補正するものであります。

2項固定資産税、1目固定資産税では、133万4,000円の減額、内訳は現年度課税分で256万7,000円の減額、滞納繰越分で123万3,000円の追加で、それぞれ収入見込みをもとに補正するものであります。現年度分の減額については、評価替えによる建物の減価が要因であります。

2目国有資産所在市町村交付金は、現年度課税分として1,000円の減額。

3目日本郵政公社有資産所在市町村納付金は、現年度課税分として7,000円の減額でありまして、償却資産の減価によるものであります。

3項軽自動車税では、4万4,000円の追加で、現年度課税分、滞納繰越分の実績見込みをもとにそれぞれ追加するものでありまして、軽乗用車の増加によるものであります。

6項入湯税は、実績見込みをもとに4万9,000円減額するものであります。

2款地方譲与税、2項自動車重量譲与税では、42万6,000円の減額で、収入見込みをもとに減額をするものであります。

3項地方道路譲与税、1目地方道路譲与税についても、収入見込みをもとに130万1,000円を減額。

3款利子割交付金、1項利子割交付金では、収入見込みに基づき84万1,000円を減額。

4款配当割交付金、1項配当割交付金も、収入見込みをもとに16万8,000円を追加。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金では、収入見込みをもとに22万5,000円を減額。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金では、収入見込みをもとに232万7,000円を減額。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目普通交付税では、算定結果に基づき、1,617万7,000円を追加し、18億4,975万7,000円とするものであります。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金では、37万円の追加で、交付実績をもとに追加するものであります。

12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金では、343万6,000円の減額で、内容は収入見込みをもとに、中頓別保育所保育料負担金56万円を追加、老人福祉

施設入所負担金399万6,000円を減額するものであります。

13款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料では、68万2,000円の追加で、内容は幼児クラブ保育料42万1,000円、児童クラブ指導料26万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

3目衛生使用料では、66万4,000円の減額で、内容は墓地使用料2万円、公衆浴場入浴料64万4,000円をそれぞれ実績見込みをもとに減額するものであります。

4目農業使用料では、30万2,000円の減額で、弥生、神崎牧場の使用料を収入実績をもとに減額するものであります。

5目土木使用料では、449万2,000円の追加で、公営住宅使用料278万1,000円の追加、公営住宅車庫使用料15万円追加、公営住宅使用料滞納繰越分20万3,000円追加、独身者住宅使用料58万9,000円を追加、特公賃住宅使用料70万3,000円を追加、特公賃住宅車庫使用料6万6,000円追加するもので、減額、追加とも収入見込みをもとに補正するものでありまして、当初の予算計上額は管理戸数の年間使用料の90%としていたことから、こういう追加になるものであります。

6目教育使用料では、19万2,000円の追加で、内容は柔剣道場使用料6,000円追加、町民センター使用料17万4,000円追加、郷土資料館入館料7,000円を減額、山村水泳プール使用料1万9,000円を追加するもので、各節におけるそれぞれの収入見込みをもとに追加または減額するものであります。

2項手数料、1目総務手数料では10万9,000円の追加で、住民登録手数料7万円の減額、証明手数料5万3,000円の減額、閲覧手数料1,000円減額、地籍成果簿閲覧手数料23万3,000円追加するもので、各節における収入見込みをもとに減額または追加するものであります。

3目農業手数料では、10万円の追加で、現地目証明手数料2万1,000円、町営牧場捕獲手数料7万9,000円をそれぞれ収入見込みをもとに追加するものであります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、258万1,000円の減額で、内容は児童手当国庫負担金を272万7,000円減額、国民健康保険基盤安定国庫負担金を14万6,000円追加するものであります。

2目衛生費国庫負担金は、老人保健事業に係る国庫負担金として32万円を減額。

3目土木費国庫負担金では、公共土木施設災害復旧国庫負担金として49万1,000円を追加するものであります。

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金では、後期高齢者制度創設準備事業補助金として320万2,000円を新規に計上。

3目教育費国庫補助金では、6万4,000円の減額で、特殊学級就学奨励費補助金2万6,000円、へき地児童生徒援助費補助金3万8,000円をそれぞれ減額するものであります。

15款道支出金、1項道負担金、1目総務費道負担金では、土地利用規制対策事業費負担

金1,000円追加。

2目民生費道負担金では、450万3,000円の追加で、内容は児童手当道負担金135万円を追加、国民健康保険基盤安定道負担金315万3,000円を追加するものであります。

3目衛生費道負担金は、32万円の減額で老人保健事業に係る道負担金を減額するものであります。

2項道補助金、2目農林業費補助金では、1,286万7,000円の減額で、内容は農業委員会補助金7万3,000円の追加、造林事業補助金215万5,000円の減額、林道開設事業費補助金で各事業補助金精査により697万5,000円を減額、ふるさとの山づくり総合対策事業補助金で372万円の減額、森林整備地域活動支援交付金制度補助金で9万円の減額となっております。

3目深地層研究施設周辺地域特別対策事業補助金は、収入見込みをもとに37万5,000円を追加するものであります。

3項道委託金、1目総務費委託金では、6万3,000円の追加で、統計調査事務委託金1万7,000円を減額、北海道権限移譲事務委託金8万円を追加するものであります。なお、権限移譲された事務については、農地法第3条、4条、5条、20条、農振法にかかわる事務権限であります。また、19年度からは、鳥獣保護法、浄化槽法に基づく権限を一部受ける予定にしております。

2目農林業費委託金は、家畜伝染病委託金として9,000円を追加。

3目土木費委託金は、2万3,000円の減額で、河川管理委託金2万円、住宅金融公庫審査業務委託金3,000円をそれぞれ実績見込みをもとに減額するものであります。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入では、41万6,000円の追加で、内容は各基金の利子40万7,000円、株式配当9,600円であります。

2目財産貸付収入では、73万2,000円の追加で、内容は土地貸付収入35万4,000円を追加、建物貸付収入では職員住宅、教員住宅合わせて34万5,000円を追加、施設貸付収入では旧松音知教員住宅貸付料3万3,000円を追加するものであります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入では、387万3,000円の追加で、土地売払収入283万1,000円、建物売払収入は旧敏音知教員住宅の売り払いで104万2,000円を計上。

2目物品売払収入では、旧鉄道敷地砂利の売り払いで4万6,000円を計上するものであります。

なお、土地売払収入は、南宗谷福祉会への土地の売り払いほか5件、全部で6件の売り払い件数であります。建物売り払いは、敏音知教職員住宅の2件であります。

17款寄附金、1項寄附金、1目指定寄附金では、衛生費寄附金として3万円を計上、これは件数は1件でありまして、個人から寄附金を受けております。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目天北線代替輸送確保基金繰入金では、施設維持管理

分として38万円を減額。

2目まちづくり基金繰入金では、366万1,000円の減額。

3目長寿園施設改修拡張事業基金繰入金は、1,029万6,000円の減額でありまして、これは起債充当率の変更に伴い、繰り入れが減少したことによるものであります。

4目減債基金繰入金では、3,354万1,000円の追加で、減債基金繰入金累計は1億2,872万6,000円となります。

5目農林業活性化基金繰入金では、42万1,000円を減額。

2項特別会計繰入金、1目知的障害者福祉事業特別会計繰入金では、新規に1億4,014万8,000円計上するもので、内容は天北厚生園会計から施設整備基金分、財政調整基金分を一般会計に繰り入れるものであります。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、前年度繰越金673万円を追加するものであります。

20款諸収入、1項預金利子、1目預金利子では、5万4,000円を追加。

2目貸付金元利収入、1目中小企業融資貸付金収入では、中小企業融資貸付金8,000円を追加。

4項雑入、1目雑入では、1,322万円の追加で、内容は対がん協会検診個人負担金以下、収入見込みをもとに減額、追加、新規計上をしております。

21款町債、1項町債では、340万円の追加で、1目辺地対策事業債から7目減税補てん債まで、地方債補正で説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

以上、既定額に1億9,466万7,000円追加し、歳入総額を37億596万8,000円として、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。山本さん。

○3番(山本得恵君) 25ページ、6款の農林水産業費の中の花嫁対策、19節、7万円の減額にはなっていますが、今花嫁対策という事業はどのような内容になっているのかお伺いをしたいと思います。

○議長(石神忠信君) 柴田産業建設課長。

○産業建設課長(柴田 弘君) この減額予算ですけれども、これは宗谷管内の中で取り組まれている農村花嫁対策協議会の負担金を17万当初組んでいたのですが、実質的には10万円がいいということで、7万を減額した分であります。

○議長(石神忠信君) 山本さん。

○3番(山本得恵君) そうしますと、今花嫁対策という事業は、全く活動していないのですか。

○議長(石神忠信君) 柴田産業建設課長。

○産業建設課長(柴田 弘君) 町で活動していたハッピーライン推進協議会の中で花嫁対

策に取り組んでおりましたが、ハッピーライン推進協議会自体は2年前に解散いたしました。現在農業委員会の方で、具体的には花嫁対策、後継者対策を含めて農業委員会として取り組んではおります。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 16ページの歳入のところですけども、一番上です。長寿園施設改修拡張事業基金繰入金なのですが、起債充当率変更に伴う減額ということでしたけれども、この充当率は幾らから幾らに変更になったのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 当初は95%でした。それが100%充当できるということになりまして、それに伴って繰入金の減額が生じたということでもあります。

○議長（石神忠信君） 山本さん。

○3番（山本得恵君） 歳入の26ページなのですけども、林業費の中の21世紀北の森づくり推進事業補助金504万7,000円、これも減額になっているのです。今ちょっと説明を聞き落としたのかなと思ったのですけれども、収入の方でも21世紀森づくりが約371万9,000円が減額になっているのですけれども、この内容をちょっと説明をしていただきたいと思っております。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） ご承知かと思いますが、21世紀北の森づくり推進事業費というのは、民有林の造林の補助金であります。これについては、当初692万円の事業費の計上額で出しておりましたが、実質的にやった実績でいきますと318万2,000円ほどの事業消化をしておりますので、歳出、それから歳入とも減額している状況であります。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第19号 平成18年度中頓別町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号 平成18年度中頓別町一般会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第20号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第30、議案第20号 平成18年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第20号 平成18年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算につきましては、天北厚生園長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 千葉天北厚生園長。

○天北厚生園長（千葉辰雄君） 議案第20号 平成18年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

今回の補正につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,290万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,733万8,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、天北厚生園が法人化移管に伴い、今までの施設整備基金、それらを取り崩し、一般会計へ繰り出すという内容であります。

それでは、5ページ、歳出からご説明をいたします。1款知的障害者支援費におきましては、既定の予算額に278万2,000円を追加し、2億7,713万9,000円とするものであります。

1目事務費につきましては、既定の予算額に140万9,000円を追加し、2億4,003万1,000円とするものであります。内容につきましては、3節の職員手当等におきまして臨時職員退職手当金として140万9,000円を計上したものであります。これにつきましては、過日から協議をいただいております職員には退職の上乗せ金がありますが、現在うちの臨時職員は8名おりまして、8名とも法人に移管していただけるということでありますので、中小企業退職組合作を参考に計上したものであります。

2目事業費におきましては、既定の予算額に137万3,000円を追加し、3,187万円とするものであります。内容は、11節の需用費で137万3,000円、これは従前にも増して今年度燃料代、特に重油の方で多くかかっている部分の追加であります。

2款諸支出金におきましては、1億4,012万6,000円を追加し、1億4,014万9,000円とするものであります。

1目施設整備基金費では、1万1,000円を減額するものであります。内容は、当初計上しておりました積立金、施設整備基金利子1万1,000円を減額するものであります。

2目財政調整基金費では、1万2,000円を減額するものであります。同じく、財政調整基金利子として1万2,000円を減額するものであります。

2項一般会計繰出金、1目一般会計繰出金では、1億4,014万9,000円を計上したものであります。内容につきましては、先ほど申し上げましたように会計が今年度で終わるということで一般会計の方へ繰り出すということで1億4,014万9,000円を計上したところであります。

歳出総額、既定の予算額に1億4,290万8,000円を追加し、歳出総額を4億1,733万8,000円としたものであります。

それでは、歳入、4ページの説明をいたします。1款施設訓練等支援費収入におきましては、既定の予算額に550万円を追加するものであります。内容は、施設訓練等支援費収入で550万円、現年度分で550万円の追加であります。

2款分担金及び負担金では、既定の予算額に1,587万4,000円を追加するものであります。内容は、施設利用料の個人負担分として1,587万4,000円を追加するものであります。

4款寄附金、2目指定寄附金では、既定の予算額に253万9,000円を追加するものであります。内容につきましては、2節の指定寄附金で今年度も父母と職員の会で取り組んでおります施設整備基金の寄附金であります。253万9,000円を追加するものであります。

5款繰入金、2目基金繰入金では、1億108万4,000円を計上したところであります。内容につきましては、1節の施設整備基金繰入金、従来積んでおりました施設整備基金の積立金を取り崩すものでありまして、3,807万8,828円。2節の財政調整基金繰入金では、財政調整基金積み立て分を6,300万6,000円計上したところであります。

6款の繰越金では、既定の予算額に1,791万1,000円を追加するものであります。内容は、前年度繰り越し分の1,791万1,515円、これを追加計上したところであります。

歳入総額は、既定の予算額に1億4,290万8,000円を追加し、歳入総額4億1,733万8,000円とするものであります。

歳入歳出のバランスをとっておりますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第20号 平成18年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号 平成18年度中頓別町知的障害者福祉事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第21号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第31、議案第21号 平成18年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第21号 平成18年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算につきましては、自動車学校長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 浅野自動車学校長。

○自動車学校長（浅野 豊君） 議案第21号 平成18年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から10万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,207万7,000円とするものでございます。

初めに、4ページの歳出についてご説明いたします。1款総務費、既定額から10万円を減額し、4,207万7,000円とするものであります。

1項総務管理費、1目一般管理費とも同額でございます。内容としましては、8節の報償費2万円の減額、9節旅費6万5,000円減額、10節の交際費1万5,000円、それぞれ減額でございます。

したがって、歳出合計、既定額から10万円を減額し、4,207万7,000円とするものであります。

続きまして、3ページの歳入についてご説明いたします。1款使用料及び手数料、既定額から827万1,000円を減額し、3,202万円とするものであります。

1項使用料、1目自動車学校使用料とも同額でございます。内容としましては、1節自動車学校授業料で普通自動車25名、大型特殊車8名減とそれに伴うその他の経費です。

2款繰越金、既定額に855万6,000円を追加し、855万7,000円とするものです。

1項繰越金、1目繰越金とも同額でございます。これにつきましては、前年度の繰越金でございます。

3款諸収入、38万5,000円の減額です。

1項雑入、1目雑入とも同額でございます。主なものは、当初高齢者講習受講者増加を見込んでおりましたが、前年比マイナスに転じた結果によるものでございます。

以上、歳入合計、既定額から10万円を減額し、4,207万7,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第21号 平成18年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号 平成18年度中頓別町自動車学校事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号

○議長(石神忠信君) 日程第32、議案第22号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第22号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長(奥村文男君) 議案第22号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ605万5,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,111万4,000円とするものです。

第2条、繰越明許費の設定であります。3ページをお開きください。第2表、繰越明許費についてご説明申し上げます。繰越明許を行う事業につきましては、平成20年度より後期高齢者医療制度が施行されることに伴い、国民健康保険からデータの取得が必要となることから、国では平成18年度において改修費に対し補助金を交付することとなり、今回の補正予算において事業費を計上するものですが、本年度中の事業完了が困難なことから、繰越明許を行うものです。

1款総務費、1項総務管理費、事業名が後期高齢者医療制度に伴う国民健康保険システム改修事業、事業費は258万円とするものです。

8ページ、歳出をご説明申し上げます。1款1項1目一般管理費では、262万8,000円を追加するもので、繰越明許費でご説明いたしました国保システム改修委託料258万円を新規計上するものです。

2款1項療養諸費では、259万1,000円の減額で、主な要因は、1目一般被保険者療養給付費から5目の審査支払手数料において療養給付費等の精査により追加及び減額をするものです。

2項高額療養費におきましても、344万5,000円の減額で、高額療養費の精査により減額するものでございます。

5項葬祭諸費では、3万円を追加するものでございます。

3款1項老人保健拠出金では、121万1,000円の減額で、医療費拠出金の減額に伴

う減額でございます。

4款1項では19万5,000円の減額、5款1項共同事業拠出金では167万5,000円の減額で、それぞれ費用の精査に伴い、減額するものでございます。

7款2項繰出金では、40万4,000円の追加で、国保病院における医療機器整備に伴う直営診療施設整備補助金分を繰り出すものでございます。

続きまして、5ページ、歳入についてご説明申し上げます。1款1項国民健康保険税では、176万5,000円の減額で、12月現在の賦課状況をもとに減額するものでございます。

2款1項国庫負担金では、721万4,000円の減額で、療養給付費及び老人保健医療拠出金の減少に伴い、減額するものでございます。

2項国庫補助金では、975万8,000円の増額で、普通調整交付金で650万3,000円、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金で250万の新規計上によるものでございます。

3款1項療養給付費交付金では、83万2,000円の減額。

4款1項道負担金では、18万2,000円の減額。

2項道補助金で244万5,000円の増額で、これにつきましては特別調整交付金の追加が主な要因となっております。

5款1項共同事業交付金では、543万5,000円の減額で、交付額の確定に伴うものでございます。

6款繰越金では、前年度繰越額203万3,000円を追加するものでございます。

7款1項雑入では、退職被保険者医療費の返納金1万6,000円を追加するものでございます。

8款1項1目一般会計繰入金では、491万5,000円の減額で、保険基盤安定繰入金で439万9,000円の追加、当初予算で計上しておりました一般会計健全化分では802万9,000円の減額となり、一般会計からの繰入額においてはルール繰り入れ分のみの計上となったところでございます。

9款連合会支出金では、3万6,000円の新規計上をするものでございます。

歳入歳出それぞれ既定額から605万5,000円を減額し、歳入歳出合計を2億9,111万4,000円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、これより議案第22号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第33、議案第23号 平成18年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第23号 平成18年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算につきましては、保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長(奥村文男君) 議案第23号 平成18年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,083万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,705万7,000円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開きください。2款1項1目医療給付費で2,083万4,000円を追加するものでございまして、医療費の増に伴いまして2,083万4,000円を追加するものでございます。

続きまして、歳入、4ページにつきまして、1款1項1目医療費交付金では、751万7,000円の減額で、これにつきましては平成17年度返納分が医療費交付金で相殺されることから、751万7,000円を減額するものでございます。

2款1項1目医療費国庫負担金につきましては、1,881万1,000円の追加をするもので、現年度分で1,126万1,000円の追加、平成17年度、過年度分の精算交付分で755万円を追加するものでございます。

3款項1目医療費道負担金では、491万3,000円を追加するもので、同じく現年度分で364万8,000円、過年度分で126万5,000円を追加するものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金では、456万円の追加で、一般会計からルール分として繰り入れをするものでございます。

5款1項1目繰越金につきましては、6万7,000円の前年度繰り越し分を予算計上するものでございます。

歳入歳出合計、既定の予算額に2,083万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出合計3億3,705万7,000円とするものでございます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長(石神忠信君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第23号 平成18年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号 平成18年度中頓別町老人保健事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で2時20分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時20分

○議長(石神忠信君) それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

◎議案第24号

○議長(石神忠信君) 日程第34、議案第24号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第24号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 高井国保病院事務長。

○国保病院事務長(高井秀一君) 議案第24号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページをごらんください。第1条、平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出、収入及び支出の既決予定額に89万5,000円を追加して、収入及び支出の総額をそれぞれ5億6,139万2,000円とするものであります。

第3条、資本的収入、収入について既決予定額に40万4,000円を追加して3,313万2,000円とし、収入が支出に対して不足する額878万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんいたします。

第4条、他会計からの補助金、一般会計から受ける補助金の既決予定額に1億1,221

万5,000円を追加して1億5,051万6,000円とするものです。この内訳は、収益的収支のルール分、企業債償還利子、基礎年金拠出金、研究研修費でありますけれども、1,491万1,000円、不採算運営費として1億1,220万2,000円の計1億2,711万3,000円であります。資本的収支のルール分といたしまして、企業債元金、過疎対策事業債、単独備品購入費でありますけれども、2,340万3,000円であります。

収益的支出についてご説明申し上げます。5ページをごらんください。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費につきましては、法定福利費で42万6,000円の増額であります。共済組合負担につきましては、12月期末手当に係る負担金の見込み違いによるもの。社会保険料につきましては、1月16日付人事異動により、正職員にかわり臨時職員を配置したことによるものです。

3目経費につきましては、旅費交通費で30万円の減額、この減額につきましては昨年10月1日付で赴任しました外科医長が当初3月31日までの任期でありましたが、19年度1年間勤務期間が延長になる見込みであることから、離任旅費の不用額15万円と常勤医師が2名体制になったことにより、出張医師に係る旅費の減15万円であります。光熱水費については、水道料の不足見込額4万9,000円を増額するものであります。

医業外費用では、看護師養成助成金として72万円を計上いたしました。このことにつきましては、昨年の第4回定例会で医師及び看護師等の養成に関する条例の一部改正の議決をいただきましたが、慢性的な看護師不足を解消するため、同規則についても助成金額の増額と適用を18年4月1日とする改正を行い、募集活動を展開しておりましたが、希望者が1名見込まれることから、新規に計上するものです。

収益的収入についてご説明申し上げます。4ページをごらんください。1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益では、1,735万9,000円を追加して、総額1億5,849万8,000円とするもので、1月末の実績に2月、3月の見込額を加えたものであります。

2目外来収益では、1億2,867万9,000円を減額し、総額2億5,239万9,000円として、収入支出のバランスをとっております。

2項医業外収益、2目他会計補助金では、第4条でご説明申し上げました一般会計からの補助金1億1,221万5,000円を追加いたしました。本年度の収益的収支の決算見込みにつきましては、収益不足額を1億5,200万円、このうち一般会計から不採算運営費として最大1億1,200万円を繰り入れしても、なお4,000万円の単年度欠損金を生じ、累積欠損金を3億1,000万円と見込んでおります。ちなみに、17年度につきましては、収支不足額7,821万5,000円に対して、一般会計からの不採算運営費繰入金4,777万6,000円で単年度欠損金3,043万9,000円であり、本年度につきましては収支不足額で7,400万円、一般会計からの不採算運営費としての繰入金6,400万円、単年度欠損金1,000万円の増加となる見込みであります。

資本的収入についてご説明申し上げます。6ページをごらんください。1款資本的収入、

1項出資金、2目他会計出資金で、40万4,000円を追加いたしました。これは、昨年の第3回定例会で議決をいただき、単独事業として実施いたしました寝たきり入院患者様用のシャワー浴用のストレッチャー購入につきまして、療養のために特別に要した費用ということで国保特別調整交付金の申請をしておりましたところ、補助採択の見通しが立ったことによるものです。

以上、簡単ですが、説明といたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 支出のところですが、看護師養成助成金、希望者が1名いらっしゃるということでしたが、その助成金を1名で72万円とした根拠ですが、伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 高井国保病院事務長。

○国保病院事務長（高井秀一君） 説明の中で申し上げましたけれども、昨年12月に規則改正もいたしまして、改正前、看護師に対する助成金ですけれども、月額4万円としておりましたところを月額6万円に変更いたしました。なお、新しい助成金につきましては、看護師を3段階に分けておりまして、大学または短大に通う者については月額8万円、専門学校につきましては6万円、通信教育につきましては月額2万円の助成金としたことによります。今回につきましては、6万円の12カ月分ということで72万円を計上したものでございます。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第24号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号 平成18年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第35、議案第25号 平成18年度中頓別町水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第25号 平成18年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきましては、産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 議案第25号 平成18年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ401万円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億202万2,000円とするものです。

歳入歳出補正予算事項別明細書5ページをお開きください。1款水道費、1項総務費、1目一般管理費は、既定額に401万1,000円を減額補正し、3,167万5,000円とするものです。減額補正した主な要因は、4節共済費から19節負担金補助及び交付金の不用額の減額、27節公課費は消費税の不足額として5,000円を追加したものです。

2款諸支支出金、1項基金費、1目財政調整基金費の既定額に利息分1,000円を追加補正し、2,000円とするものであります。

歳出合計、既定額から401万円を減額し、1億202万2,000円とするものです。

続いて、事項別明細書、歳入、4ページについてご説明申し上げます。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料は、既定額から740万3,000円を減額し、6,236万6,000円とするものです。減額の主な理由ですが、会計のバランスをとるため、水道使用料で調整していた金額を決算見込みによる減額とするものであります。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金は、既定額に財源不足額210万円を追加補正し、3,726万1,000円とするものです。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、不足額分として148万円を一般会計から繰り入れするものです。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、2目弁償金とも、工事の請負残分を減額するものであります。

歳入合計、既定額から401万円を減額し、1億202万2,000円とするものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第25号 平成18年度中頓別町水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号 平成18年度中頓別町水道事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第36、議案第26号 平成18年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第26号 平成18年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算につきましては、産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 議案第26号 平成18年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算について説明いたします。

1 ページをお開きください。

（歳入歳出の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ125万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,674万4,000円とするものです。

事項別明細書、歳出、5ページをお開きください。1款下水道費、1項総務管理費、1目一般管理費は、既定額から125万7,000円を減額し、3,675万8,000円とするものです。減額の内訳ですが、4節共済費から19節負担金補助及び交付金については、不用額を減額するものです。

歳出合計につきましては、既定額から125万7,000円を減額し、1億3,674万4,000円とするものです。

続いて、4ページ、歳入についてご説明いたします。2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料は、既定額から234万3,000円を減額し、2,550万1,000円とするものです。減額の理由につきましては、下水道使用料の最終決算見込みによる減額であります。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に財源不足額の108万6,000円を追加し、6,412万5,000円とするものです。

歳入合計、既定額から125万7,000円を減額し、1億3,674万4,000円とするものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第26号 平成18年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号 平成18年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第27号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第37、議案第27号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第27号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、保健福祉課竹内参事に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事(竹内義博君) 議案第27号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

1ページをお開きください。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,438万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,992万5,000円とするものがございます。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

3ページをお開きください。第2表、繰越明許費。1款総務費、1項一般管理費、事業名、後期高齢者医療制度に伴う介護保険システム改修事業委託料、事業費につきましては164万8,000円。今回の補正予算で後期高齢者医療制度に伴う介護保険システム改修事業委託料を164万8,000円計上させていただきました。このシステム改修は、当初平成19年度に行うこととされておりましたが、国で医療保険制度改正に伴う後期高齢者医療システム改修等の経費を18年度予算で措置することになったため、介護保険のシステム改修についても18年度予算で確保することとなり、中頓別町も平成18年度予算で補助対象となる改修事業費を計上し、年度内に事業が完了することができないことから、繰越明許とするものがございます。

それでは、6ページをお開きください。歳出の事項別明細からご説明させていただきます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、164万8,000円を追加し、311万6,000円とするもので、内容としましては後期高齢者医療制度に伴う介護保険システム改修事業委託料を計上させていただきました。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金で666万6,000円を追加し、666万7,000円とするもので、これにつきましては平成17年度からの介護保険給付費準備基金積立金に積み立てるものがございます。

6款諸支支出金、1項償還金及び還付加算金では、607万を追加し、635万4,000円とするもので、1目第1号被保険者還付加算金で5,000円の減額で、11万8,000円とするもので、内容としましては介護保険料還付金で5,000円の減額。

それから、2目償還金では、607万5,000円を追加し、623万6,000円とするもので、内容としましては介護給付費国庫負担金平成17年度分返還金でございます。

歳出の合計、1,438万4,000円を追加し、1億9,992万5,000円とするものがございます。

それでは、5ページをお開きください。歳入についてご説明させていただきます。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、4,000円追加し、2,873万3,000円とするもので、1節の現年度分特別徴収保険料で1万4,000円の減、3節の滞納繰越で1万8,000円を計上するものがございます。この1万8,000円につきましては、1件の滞納でございます。

2款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では、77万6,000円を追加し、5,565万8,000円とするもので、これは平成17年度介護給付費交付金を計上させていただいております。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目介護保険事業補助金では、81万円を新規計上をさせていただいております。これは、後期高齢者医療制度に伴う介護保険システム改修事業の国庫補助金の81万円でございます。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金につきましては、4,000円を追加補正し、5,000円とするものがございます。これにつきましては、介護保険給付費準備基金の利息でございます。

6款の繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他繰入金につきましては、83万8,000円を追加し、584万3,000円とするものがございます。これは、事務費繰入金の83万8,000円でございます。

次に、7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では、1,195万2,000円を追加し、1,213万7,000円とするもので、これは前年度繰越金でございます。

歳入の合計、1,438万4,000円を追加し、1億9,992万5,000円とするもので、歳入歳出のバランスをとらせていただいております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 支出のところを見ますと、ご説明いただいたのですけれども、介護給付費準備基金積立金が666万6,000円ですか、追加となっています。それで、こういうふうになっているのですけれども、保険給付費というのはどうなのでしょうか、当初予算に対して不用額が生じているということなのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 繰越金で666万6,000円を追加した内容につきましては、平成17年度の繰越金額が1,213万7,997円ありますけれども、この分から18年度で返還する分、それから18年で17年度分として入ってくる分、それを精査しまして666万6,000円を準備基金の方に積み立てるという形になっております。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 補足をさせていただきますけれども、今回積み立てをするお金につきましては、平成17年度分の町民から負担をしていただいた保険料がその分余ったと、こういうことをご理解いただければいいと思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第27号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第1号

○議長（石神忠信君） 日程第38、発議第1号 日豪FTA/EPA交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する意見書（案）の件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

石井さん。

○7番（石井雄一君） 発議第1号。

平成19年3月2日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、石井雄一。賛成者、同じく、柳澤雅宏。

日豪FTA/EPA交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

日豪FTA/EPA交渉並びに

酪農畜産政策・価格に関する意見書（案）

北海道の酪農畜産は、専門的な意欲のある担い手を中心に、恵まれた土地資源を活用しながら、新たな技術導入による高い生産性を実現しており、我が国における食料の生産・供給基地として大きな役割を果たしております。

こうした中で、政府は昨年12月に豪州とのFTA/EPA締結交渉入りを決定しましたが、仮に交渉によって関税が撤廃された場合、北海道農業はもとより地域経済は壊滅的な打撃を被ることになります。

また、生乳需給の緩和による需給調整の実施、自給飼料基盤の確保、環境保全や食の安全・安心対策への対応などの課題が山積しており、意欲ある担い手の育成のため北海道酪農畜産の生産基盤を維持強化することが重要となっております。

つきましては、「新たな食料・農業・農村基本計画」における食料自給率目標と「新たな酪肉近代化基本方針」における生乳・食肉の生産目標数量を着実に達成するとともに、生産者の経営安定と所得確保に向けた総合的な支援施策を構築されますよう、下記の通り要請いたしますので、特段のご高配を賜りたくお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 日豪FTA/EPA交渉について

日豪FTA/EPA交渉にあたっては、関税撤廃となった場合の北海道農業や地域経済・社会並びに食料自給率等への甚大な影響を踏まえ、「重要品目の例外扱いの確保」を絶対条件として交渉にあたるとともに、豪州側が我が国の重要品目の柔軟性について十分配慮しない場合は、「交渉の中断」を含め、厳しい姿勢を持って対応すること。

##### 2. WTO農業交渉について

食料の安全保障や農業・農村の多面的機能等に配慮するなど、日本提案の実現に向け最大限の努力を傾注するとともに、上限関税導入の阻止、乳製品や米・畑作物等の重要品目の十分な確保等を通じ、適切な国境措置を確立すること。

併せて、EPA交渉にあたっては、WTO農業交渉に係る日本提案の基本的考え方と整合性をとりながら対応すること。

##### 3. 加工原料乳生産者補給金単価並びに限度数量について

加工原料乳生産者補給金単価については、加工原料乳地帯の再生産の確保並びに生産費の上昇等を踏まえ、現行ルールを基本として適切に決定すること。

また、加工原料乳限度数量については、生産意欲の向上、生産基盤の強化に配慮し、適切に決定すること。

##### 4. 食肉（牛肉・豚肉）の安定価格について

牛肉・豚肉の安定価格は、生産者の経営並びに需給の安定を確保する観点から、現行を基本に決定すること。

5. 肉用子牛の補償基準価格等について

肉用子牛の保証基準価格並びに合理化目標価格については、再生産並びに肉牛経営の安定を確保する観点から、現行を基本に決定すること。

6. チーズ・生クリーム向け生乳等の需要拡大対策について

今後も需要の増加が見込まれるチーズ、生クリーム、発酵乳の供給拡大に適切に対応できるよう、「生乳需要構造改革事業」を充実させるとともに、必要な予算を確保すること。

7. 牛乳・乳製品の消費拡大対策の推進について

全国的な飲用牛乳の消費低迷、脱脂粉乳並びにバターの過剰在庫など、生乳需給は依然として厳しい状況にあるため、牛乳・乳製品の需給安定に向け、牛乳・乳製品の持つ機能性のPRや新規需要の開拓など、消費拡大に資する対策を充実・強化すること。

8. 酪農生産振興対策の推進について

生産基盤の強化に向け、酪農ヘルパー、コントラクター等の地域の営農支援組織に対する支援対策の継続と必要な予算を確保すること。

また、「酪農生産基盤改善支援対策事業」等の乳牛改良の推進に向けた支援対策を継続するとともに、必要な予算を確保すること。

9. 肉用牛・養豚生産振興対策の推進について

肉用牛の生産基盤の強化や中核的な担い手の育成確保等に向け、「地域肉用牛振興対策事業」を充実するとともに、必要な予算を確保すること。

また、養豚の安定的な生産基盤の確立に向け、「地域養豚振興特別対策事業」に係る必要な予算を確保すること。

10. 肉用牛・養豚経営安定対策の推進について

肉用牛及び養豚経営の安定に向け、「肉用牛肥育経営安定対策事業」並びに「地域肉豚生産安定基金造成事業」を継続するとともに、必要な予算を確保すること。

11. 家畜防疫対策の推進について

海外悪性伝染病の国内への侵入防止対策に万全を期すとともに、万が一、海外悪性伝染病が発生した場合に備え、発生農家への経営再建のための「家畜防疫互助基金造成等支援事業」に係る十分な予算の確保すること。

12. 畜産環境対策の推進について

家畜排せつ物法管理基準に緊急に対応している農家等が、恒久的な家畜排せつ物処理施設整備を実施できるよう、畜産環境整備リース事業の予算を確保すること。

13. 自給飼料基盤対策の推進について

自給飼料基盤の拡大と飼料自給率の向上に向け、飼料生産の組織化・外部化の推進や高位生産草地への転換等に係る支援対策を継続するとともに、必要な予算を確保すること。

14. 食の安全・安心対策BSE対策の推進について

食の安全・安心を確保する観点から、BSEの発生原因の早期究明をはかること。

現行のBSE検査体制の維持や肉骨粉・せき柱等の畜産副産物の適正処理等に係る支援対

策及びBSE発生農家等に対する支援対策を継続するとともに、必要な予算を確保すること。

併せて、輸入再開された米国産牛肉については、現行の輸入基準のもとで、米国の輸出管理並びに我が国の輸入管理に係る万全な体制を維持すること。

15. 安全・安心な国産食肉の生産・流通対策について

国産牛肉の安全・安心の確保に向け、牛トレーサビリティ制度の円滑な推進等に係る支援対策を継続するとともに、必要な予算を確保すること。

併せて、乳用種牛肉の需要確保を通じた乳雄肥育生産基盤の確立並びに経営安定化に向け、「国産牛肉市場開拓緊急対策事業」の予算を確保すること。

また、国産食肉への信頼性の確保のため、外食や加工品における原産国表示をさらに徹底すること。

16. 食品事故の再発防止の徹底について

食品製造業における品質事故の多発に鑑み、再発防止並びに食の安全・安心の確保に向け、指導・監督をより一層強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成19年3月2日。

提出先、内閣総理大臣、安倍晋三殿、農林水産大臣、松岡利勝殿。

以上、報告申し上げます。よろしくご審議お願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第1号 日豪FTA/EPA交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する意見書（案）を採決いたします。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 日豪FTA/EPA交渉並びに酪農畜産政策・価格に関する意見書は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（石神忠信君） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会にいたします。

大変ご苦勞さまでした。

（午後 2時59分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために  
ここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員